平成２８年（フ）第２８１５号
東京都世田谷区上北沢５丁目25―２―102
債務者　上西　美穂
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８２３号
東京都江東区大島５丁目32―17
債務者　加藤　新一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８２４号
東京都多摩市関戸５丁目15―23―202
債務者　佐藤　公彦
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８３３号
東京都武蔵野市緑町３丁目４―10―105
債務者　斉藤　竜
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８３４号
東京都大田区東蒲田２丁目18―１―101
債務者　上岡　友（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８３６号
東京都練馬区南大泉１丁目19―14　第二青葉コーポ205
債務者　与那　忠
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８３７号
東京都江東区亀戸７丁目55―４―312
債務者　佐々木由美
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８４９号
東京都北区滝野川３丁目20―10
債務者　高橋はる美
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８５５号
東京都千代田区東神田２丁目８―８―702
債務者　根津　昭幸
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８５８号
東京都葛飾区東立石２丁目26―14
債務者　内田　晋平
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８６３号
東京都足立区栗原２丁目23―13―102
債務者　谷岡　正樹
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８６４号
東京都多摩市永山４丁目４―７―305
債務者　大泉　武志
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８６５号
東京都中野区本町３丁目11―９―403
債務者　淺井　聡美（旧姓出居）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８６８号
東京都日野市万願寺６丁目７―１　川原付団地市営住宅３―208
債務者　阿部留美子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８７１号
東京都練馬区富士見台３丁目28―14―104
債務者　藤咲　裕太
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８７４号
東京都大田区北馬込２丁目32―９―407
債務者　手塚　清孝
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部